

湯川村総合評価方式（特別簡易型）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、村が発注する建設工事に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が村にとって最も有利な申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）のうち、技術的工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な評価項目によって総合評価を行う方式（以下「総合評価方式（特別簡易型）」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事の選定）

第2条 総合評価方式（特別簡易型）の対象工事は、村が発注する制限付一般競争入札に付す建設工事のうち、総合評価方式（特別簡易型）に付すことが妥当であるものとして、湯川村総合評価方式入札審査委員会設置要綱（平成30年湯川村訓令第6号）第3条に規定する湯川村総合評価方式入札審査委員会（以下「委員会」という。）が選定した工事（以下「対象工事」という。）とする。

（学識経験者の意見聴取等）

第3条 契約権者は、落札者決定基準を定めようとするときは、2人以上の学識経験者の意見を学識経験者意見聴取書（様式第1号）によりあらかじめ聞かなければならない。

2 前項の意見聴取において、落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見を聞く必要があるとされた場合は、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聞かなければならない。

3 契約権者は、前2項の規定により学識経験者から意見が出された場合は、その意見の取扱いを委員会に諮ったうえで落札者決定基準を定め、落札者を決定するものとする。

（入札公告等）

第4条 契約権者は、入札公告及び入札説明書において、総合評価方式（特別簡易型）の対象工事であること、総合評価に関する評価項目及び評価基準、総合評価の方式並びに落札者の決定方法を明示するものとする。

（制限付一般競争入札（総合評価方式）参加申込書等の提出）

第5条 入札参加希望者は、次に掲げる書類を提出するものとし、提出後の内容変更、差替え及び再提出は認めないものとする。

（1）制限付一般競争入札（総合評価方式）参加申込書（様式第2号）

（2）企業の技術力（実績・経験等）調書（様式第3号）

（3）配置予定技術者の技術力（実績・経験等）調書（様式第4号）

（4）企業の地域社会に対する貢献度調書（様式第5号）

2 制限付一般競争入札（総合評価方式）参加申込書等の作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、書類の返却は行わないものとする。

（制限付一般競争入札（総合評価方式）参加申込書等の審査）

第6条 契約権者は、制限付一般競争入札（総合評価方式）参加申込書等を取りまと

め、総合評価方式（特別簡易型）評価結果（様式第6号）により、審査を湯川村総合評価方式入札審査委員会に求めるものとする。

2 前項の審査にあたって必要があると認めるときは、契約権者及び湯川村総合評価方式入札審査委員会は、入札参加希望者から説明を求めることができるものとする。
（総合評価の方法）

第7条 総合評価の方法は、入札者が提出した実績等の各評価項目を点数化した得点の合計（以下「加算点」という。）を総合評価方式（特別簡易型）評価結果（様式第6号）により算出し、標準点である100点を加えた点数を当該入札者の入札価格から算出した評価値算出価格で除して得た数値（評価値）をもって行う。

2 評価項目及び評価値算出価格は、工事の目的及び内容により必要とされる要件等に応じて設定するものとする。

3 加算点は、湯川村総合評価方式（特別簡易型）落札者決定基準により算定し、10点を上限とする。

（開札）

第8条 総合評価方式（特別簡易型）による入札の入札書の開札は、価格以外の評価値が決定した後に行うものとする。

（落札者の決定）

第9条 落札者は、次の各号に掲げる要件を満たす者のうち、前条第1項の規定によって得られた評価値が最も高い者とする。

（1）入札価格が予定価格の制限の範囲にあること。

（2）評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回っていないこと。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を定めるものとする。ただし、当該者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

（評価結果等の公表）

第10条 契約権者は、評価結果について、契約締結後に行う公表に併せて、総合評価方式（特別簡易型）入札結果（様式第7号）により公表するものとする。

（落札者となれなかった者に対する理由の説明）

第11条 落札者となれなかった者は、契約権者に対し、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。

2 前項の規定により説明を求められた契約権者は、書面により回答を行うものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式（特別簡易型）の試行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。